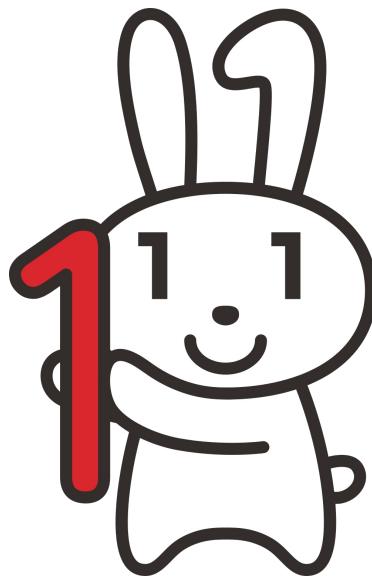


マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは

平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(通称「番号法」)に基づき実施されているものです。これは、日本国内に住民票を有する全ての方に番号(個人番号)を付し、社会保障・税・災害対策の分野において、国や地方公共団体等の各機関が保持する特定の個人の情報が同一のものであると認識できるようになるもので、行政事務の効率化と利便性の向上や公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。



通知カードと個人番号カード

みなさんに付される個人番号は12桁の数字で、平成27年11月以降「**通知カード**」によりお知らせしています。また、希望される方には「**個人番号カード**」の発行も行いますので、通知カードに同封されている申請書(再発行されたものには同封されておりません)または役場窓口で配布している申請書により手続きをお願いします。



なお、個人番号カードの申請時には顔写真が必要となりますのであらかじめご用意ください。また、パソコン・スマートフォンからの申請も可能です。

マイナンバー制度における個人情報の保護

マイナンバー制度の運用にあたっては、マイナンバーの漏えいを防ぐための措置と万が一にもマイナンバーが漏えいした際にその他の個人情報の流出を防ぐための措置とが、制度面・システム面の両方で講じられています。

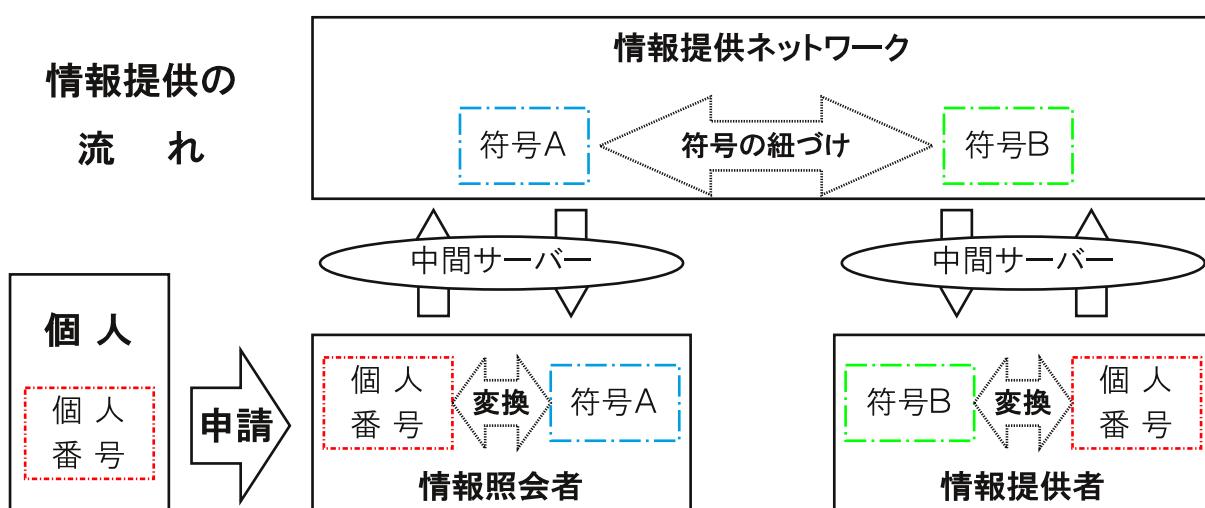
制度面での措置

マイナンバーの利用にあたっては、番号を利用できる事務の範囲が番号法により規定されています（法定事務）。これとは別に、地方自治体が独自の施策として実施している事務に利用する場合でも条例の整備が求められているほか、その利用について「個人情報保護委員会」に届け出た上で、審査と承認を得る必要があります。また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不正に提供したりすることは、処罰の対象となります。

システム面での措置

マイナンバー制度の運用が開始され、行政機関や地方自治体等の間で情報連携が行われるようになってからも、それぞれの機関・自治体等で保持する個人情報は引き続きそれぞれで管理し、必要な情報を必要な時にのみ照会・提供を行うこととなります。したがって、個人情報を一元的に集約したり管理したりすることはありません。

また、機関・自治体等の間で個人情報のやりとりを行う際には、安全性が確保され、一般的なインターネット回線とは分離された専用回線を介して通信が行われるほか、マイナンバーそのものによる照会は行わない、システムにアクセスできる者を限定する等の措置も講じています。



自治体や機関等に提示された個人番号は、情報照会者により照会者用の符号Aに変換され、中間サーバーを通して情報提供ネットワークに照会します。情報提供ネットワークは符号Aを情報提供者用の符号Bに置き換え、照会があつたことを情報提供者に通知します。情報提供者は符号Bを個人番号に変換し、保持する情報を提供可能であるかを回答します。これを受け、照会者は必要とする情報を中間サーバーを通して取得します。

個人番号カードに関する手続き(転入・転居・各種手続き)

転入・転居する時

野迫川村に転入する時、個人番号カードの交付を受けている場合は継続利用の手続きと表面への新しい住所の記載・ICチップの情報の書き換えを行います(この時、個人番号カード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要です)ので、手続きの際に必ず個人番号カードをお持ちください。

また、野迫川村内で転居する時も、表面への新しい住所の記載とICチップの情報の書き換えを行います。

なお、本人または同一世帯の方、法定代理人以外の方が手続きに来庁された場合、委任状があっても継続利用手続きやICチップ書き換えを伴う手続きは照会書により確認を行います。このため即日で手続きは完了しませんので、ご了承ください。

個人番号カードを紛失した場合

外出先等で個人番号カードを紛失する等した場合、速やかに次の手続きをとってください。

1. マイナンバー総合フリーダイヤル(**0120-95-0178**)に電話をして、カードを紛失したことを申し出てください。これによりカードの利用を一時停止する措置がとられます。
2. 外出先等で紛失した場合には、警察署に遺失物届を提出してください。その際に受付控えが発行されます。
3. 免許証等の本人確認書類と2で発行を受けた受付控えをご持参の上で、役場窓口で紛失の届出を行ってください。

なお、紛失した個人番号カードが見つかった場合には一時停止の解除を行うことができますので、カードをご持参の上で役場窓口にお越しください。

個人番号カードの再交付

次のような場合、個人番号カードの再交付を受けることができます。

1. 個人番号カード表面の記入欄に余白がなくなった場合
2. 有効期限の満了日までの期間が3ヶ月未満になった場合
3. カードを紛失する等した場合

1および2の場合、役場窓口での手続きには既に交付を受けている個人番号カードが必要になります。また、3の場合には本人確認書類(運転免許書等)の提示と再交付手数料が必要となります。手数料は、個人番号カードの再交付に800円、電子証明書としての機能を付加している場合には別に200円が必要となります。